

第1回書面会議意見に関する補足説明

■児童相談所の組織体制について

第1回書面会議におきまして、市児童相談所の機能（12頁）として家庭児童相談室が含まれている、他方、組織体制のイメージ図（14頁）では児童相談所・家庭児童相談室がそれぞれ別の組織であるような表現となっており混乱が生じる、とのご意見をいただきました。

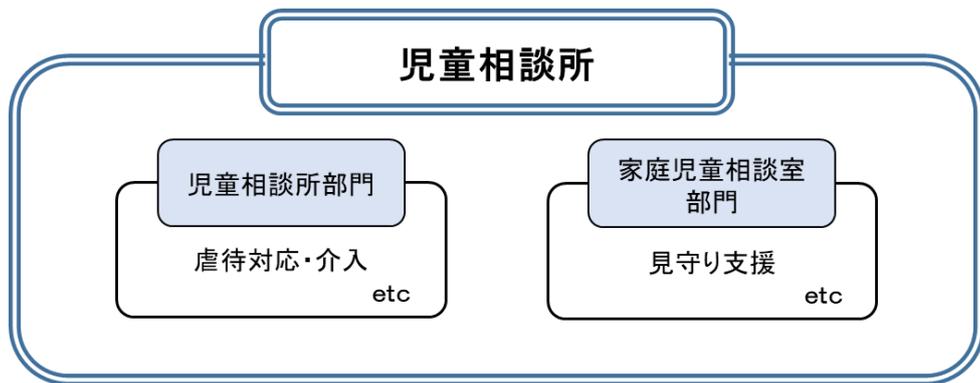
基本構想（案）において文言が整理しきれておらず、混乱を招いてしまいました。この点について、基本構想（案）の考え方を改めてご説明させていただきます。

本市においては、次のような組織体制とします。（名称は全て仮称のものです）

・児童相談所には、2つの部門を設置します。

①主に虐待対応や介入等を行う部門を児童相談所部門

②主に見守り寄り添い支援等を行う、市民が身近で接しやすい部門を家庭児童相談室部門



※名称は仮称

・基本構想において上記の組織体制を説明し、全体を指し示す際は児童相談所、虐待対応・介入等を行う部門を指し示す際は児童相談所部門として、文言の整理と図の訂正を行います。

■配偶者暴力相談支援センターとの関係について

配偶者暴力相談支援センターとの合築がなく、関係性の明示もない状況で、児童相談所が要保護児童及びDV対策地域協議会の調整機能をどのように果たすのか、とのご意見をいただきました。

この点につきましては、市と関係機関のイメージ（13頁）として示した図に、配偶者暴力相談支援センター機能を有する市女性相談室の記載が漏れており、関係性が明示できておりませんでした。

市の機関・福祉の項目に、女性相談室（配偶者暴力相談支援センター）を追記します。

■第1回書面会議意見における質問事項について

第1回書面会議において頂戴したご意見と併せて、質問事項が寄せられておりましたので、次のとおり回答させていただきます。

Q.① 「2.児童相談所の概要」において、基本的機能という記述があるが、基本的という用語を使うということは、応用的機能などがあるということか？

A.① 児童相談所運営指針によると、児童相談所の機能はこれらの基本的機能に加え、親権者の親権喪失宣告の請求等の民法上の権限と、その他の機能として市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する機能などがあるとされております。基本構想では、この内の基本的機能について引用し記述しております。

Q.② 船橋市家庭児童相談室の1人当たりの相談件数は何件か？

A.② 8月3日現在で、1人当たり約45件（児童数）を担当しています。

Q.③ 県への送致はなくなるが、県との役割分担は一部継続するのか？

A.③ 船橋市が児童相談所を設置すると、船橋市の管轄は市、船橋市（及び千葉市）以外の管轄は県となるため、原則として役割分担はなくなります。
例外として、一時保護、一時保護委託、里親委託や児童福祉施設への入所などについて、市内にて行う事が困難な場合、県等と協力し広域的に対応することを想定しております。

Q.④ 千葉県の中央・市川・柏児童相談所に新設された支援課の業務内容は？

A.④ 以前の相談措置課・調査課から一部の業務を独立させ新設した課であり、児童や家庭等の調査・診断、児童の一時保護、里親委託や児童措置費負担金に関する業務などを行っていると聞いております。